



農業講座

しまなみ農業だより サヤインゲンの栽培



サヤインゲンは温暖な気候を好み、盛夏期を除き、春から秋まで栽培できます。品種は大きく分けて2種類あり、草丈が40～60cmの「つる無し種」と、草丈が2m～3mになる「つる有り種」があります。「つる無し種」は、種まきから30～50日で収穫できますが収穫期間が短い種類です。一方、「つる有り種」は、種まきから50～60日で収穫できますが、収穫期間が長いのが特徴です。最近、緑の濃い筋無しの丸さや品種が主流ですが、煮物や炒め物などいろいろな料理に使うことができるサヤインゲンの栽培方法について解説します。

■栽培作型

霜の心配がなくなってから種をまくようにします。夏はアブラムシ類によるウイルス病にかかりやすくなります（葉がまだらになり、生育が悪くなる病気）。インゲンは土の種類は選びませんが、排水の良い肥えた畑が適しています。

■畑の準備と種まき

種まきの10日前に10㎡当たり苦土石灰2kg、化成肥料2kgを土とよく混ぜ、品種に応じて図1のようにうねを整地しておきます。うね幅は「つる無し種」で75cm、「つる有り種」で120cmのうねを作ります。排水の悪い畑ではうねをやや高くします。

種の量は10㎡当たり30～40mlを目安にします。種まきは、「つる無し種」で株間25～30cmに「つる有り種」は株間30～40cmに千鳥に、1穴2～3粒をまき2cmの土をかけます。

■植え後の管理

発芽後は、敷き草などを行い土の乾燥に注意します。本葉2枚のころ、1か所2本に間引きますが、抜かずに地際から摘み取ります。欠株がある時は間引き苗を利用できます。

インゲンは倒れやすいので「つる有り種」は草丈が30cm頃に株の両側にひも張り株を支えます。「つる有り種」は草丈20cmの頃に竹を合掌に組むか、図2のように誘引用のネットを張り、つるを地面に這わせないようにします。追肥は、草の出来具合を見て生育が弱らないように開花期から15日間隔で少量の化成肥料をやります。草の勢いが良すぎるとサヤが付きにくくなるので注意してください。

■収穫

インゲンは開花してから10日～15日を目途に収穫ができます。採り遅れるとサヤが硬くなるので、種の部分が膨らむ前の若サヤを収穫します。

■病虫害防除

《菌核病》梅雨時期の雨が多いときに発生しやすく、茎やさやに白いカビが生えて腐ります。トップジンM水和剤2000倍（収穫7日前）を散布します。

《フキノメイガ》茎に虫が食い込み枯れていきます。食い込んだ箇所からふんが出ます。スミチオン乳剤1000倍（収穫21日）を散布します。

《ハダニ類》葉の表がカスリ状に白けてきます。葉裏にハダニがたくさん付いています。被害が見られたらダニトロンフロアブル2000倍、マラソン乳剤2000倍（収穫7日前）を散布します。

表 サヤインゲンの作型

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平坦地露地栽培				○	○	■	■					
								○	○	■	■	■

○種まき ■■収穫

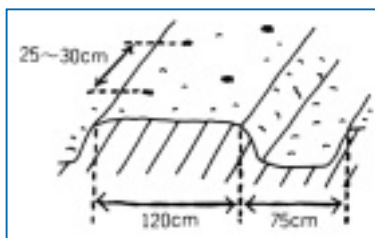


図1 うねと種まき間隔

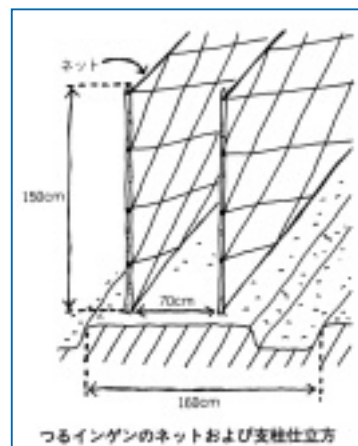


図2 つる有り種のネットの張り方

上島町使用済自動車海上輸送費補助金交付事業について

有用金属、部品を含み、資源として価値の高い使用済自動車をリサイクルする新たな仕組みが構築されたことに伴い、上島町では次のとおり、「上島町使用済自動車海上輸送費補助金交付事業」を行うことになりましたので、お知らせします。

- ①**使用済自動車海上輸送費補助金交付事業とは**…上島町の計画した方法で使用済自動車の処理を行った場合、海上輸送費の一部を補助する事業です。
- ②**海上輸送とは**…使用済自動車を島外に搬出するため、定期船又はチャーター船（魚島地区に限る。）を使用し輸送することをいいます。但し、本事業の取扱いは片道分のみになります。
- ③**補助金交付事業の方法**…使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃を負担したものに対して、補助金を交付することとします。
- ④**施行時期**…平成18年4月1日から開始します。
- ⑤**補助対象者及び補助率**…補助対象者は使用済自動車の最終所有者である上島町民又は関連事業者です。又、補助金の交付額は、対象経費に10分の8を乗じて得た額とします。
ただし、算出した額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- ⑥**補助金の交付を受ける方法（交付申請）**…次の書類を町長に提出してください。
 - 1) 使用済自動車海上輸送費補助金交付申請・請求書
 - 2) 添付書類 〈①乗船券等（領収書） ②引取り証明書 ③その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証明する書類〉
 - 3) 持参するもの 〈①乗船券等（領収書） ②引取証明書 ③印鑑（振込み口座用の通帳印 ※振込み口座の種別及び番号の記入を必要とします。） ④使用済自動車を引き取ったことを証明する書類（関連事業者のみ）〉

詳しくは、弓削支所生活事業課（TEL 77-2500）、生名支所住民課（TEL 76-3000）、岩城支所住民課（TEL 75-2500）、魚島支所住民福祉課（TEL 78-0011）へ、お問い合わせ下さい。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します

平成21年5月までに **裁判員制度** がはじまります！

これからはじまる「裁判員制度Q & A」

Q 裁判員制度とは、どのようなものですか？

A 裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として殺人罪等の重大な事件について刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q なぜ導入されるのですか？

A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない国民の感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

●詳しくは、松山地方裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>
を参考にしてください。

●また、ホームページ内では、各種民事
手続の手續案内を行っております。あ
わせてご覧ください。



Q 裁判員に選ばれたら、どのようなことをする
のですか？

A 次のような仕事をするようになります。

①公判に出席する（公開）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判といいます。）に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、提出された証拠物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

②評議、評決をする（非公開）

証拠を全て調べたのち、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

③判決宣告（公開）

評議内容が決まると、裁判官と裁判員が法廷に臨み、裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。